

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 **八幡平市** (都道府県: **岩手県**)
 本事業の担当部局名 **地域福祉課**

事業メニュー	結婚新生活支援事業			
区分	結婚新生活支援			
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)			
個別事業名	八幡平市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続	
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	平成 28 年度	
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,600,000		円	
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 昭和60年の国勢調査で人口が減少に転じた本市では、昭和60年には361人であった出生数が、平成26年には131人と大幅に減少している。昭和60年には201件であった婚姻数も、平成26年には89件と減少しており、出生数減少の大きな要因となっている。婚姻数減少に対する取り組みとして、平成22年度から男女の出会いの場を提供するイベントを計30回以上継続して実施し、一定の成果をあげたが婚姻数が増加に転じるまでには至らなかった。 若年層の未婚者の割合が高くなっていること(平成22年度国勢調査)及び結婚の最大の障害として「結婚資金」と「結婚生活のための住居」が高い割合を占めていること(平成27年出生動向基本調査)から、若年層に対する住居及び金銭面の支援が一つの課題であると考えている。			
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像>※全事業共通 少子化対策として、結婚したい男女の希望を実現するため、多様な出会いの場の提供やセミナーの開催、個別の結婚相談会など、意識啓発等の支援を行う。			
	<本個別事業の位置付け> 「八幡平市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において4つの基本目標を掲げているが、そのうちの1つ「八幡平市の地で縁を結び、次世代の成長と笑顔を育む」は3つのプロジェクト、18の主要施策で構成されており、本事業については、18の施策のうち、「若年層、新婚、子育て世代の居住支援」に位置付けられる。			
個別事業の内容	1. 概要			
	【補助対象要件】			
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	【補助上限額】			
	29歳以下の場合	<input type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input checked="" type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	計70万円(各費用に係る合計が60万円+用途を限定しない10万円の上乗せ給付) ※上乗せ分は、県単費にて実施。
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】				
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用	
【継続補助】				
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】				
特になし				

2. 申請見込

①新規世帯見込 6 世帯 ②継続世帯見込 2 世帯
 上記のうち ともに29歳以下 4 世帯
 その他 2 世帯

【世帯数積算根拠】

・申請見込については、令和5年度の当事業における支給見込を引用

(参考)

【令和5年度申請状況】 実施中
 申請世帯数見込 6 世帯
 ～12月(実績) 1 世帯
 1月～3月(見込) 5 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 ×	600,000 円 =	2,400,000 円
(その他)	2 世帯 ×	300,000 円 =	600,000 円
		(継続補助)	600,000 円
		合計	3,600,000 円

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

市広報、市HPへの掲載を行い、SNSでも発信する。また、チラシを作成し、婚姻届提出時に配布する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	婚姻件数		件	60 (令和6年)	46 (令和3年)
出生件数		人	111 (令和7年)	94 (令和4年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.30 (令和3年)	
	婚姻件数	件		46 (令和3年)	
	婚姻率			2.0 (令和3年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	事業内容番号	項目			
	1	(アウトプット) 支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	100	41.7
	1	(アウトカム) 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
	2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	補助金の交付を受ける者は、県が実施する家事育児参画促進講座又は市長が指定する講習会等を受講させる。県のホームページに当市窓口を掲載していただく。また、県が行う家事育児参画促進講座について市民への周知を図る。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	不動産業者に対し、チラシ配架等について協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。

①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題

②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け

③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。